

## 中部運輸局入札監視委員会規則

制定：平成13年10月30日 中運総会第279号

改正：平成20年 3月18日 中運総会第109号

### (趣旨)

第1条 本規則は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」(平成12年11月27日法律127号)の趣旨並びに「随意契約の適正化の一層の促進について」(平成19年11月2日公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申し合わせ)及び「随意契約見直し計画」(平成18年6月国土交通省)における第三者機関の活用に係る定めを踏まえ、入札監視委員会(以下「委員会」という。)の組織、委員、会議、事務局に関して必要な事項を定めるものである。

### (委員会の事務)

第2条 委員会は、中部運輸局長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 中部運輸局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等に関し、入札・契約手続の運用状況等についての報告を受けること。
- 二 中部運輸局が発注した工事、建設コンサルタント業務等、役務の提供等及び物品の製造等うち委員会が抽出したものに関し、次の掲げる事項についての審議を行い、意見の具申又は勧告を行うこと。
  - イ 一般競争入札方式参加資格の設定の理由及び経緯
  - ロ 指名競争入札方式に係る指名の理由及び経緯
  - ハ 公募型プロポーザル方式、簡易公募型プロポーザル方式、標準プロポーザル方式、企画競争及び参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式に係る応募要件等の設定の理由及び経緯
- ニ 契約方式の選択
- 三 次に掲げる事項に係る再苦情処理について審議を行い、報告を行うこと。
  - イ 入札・契約手続(政府調達に関する協定(平成7年条約第23号)の適用を受けるものに係るものを除く。)
  - ロ 指名停止又は警告若しくは注意の喚起
- 四 その他中部運輸局長が審議を要すると認める事項

### (委員会の委員及び任期等)

第3条 委員は、公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審査その他の事務を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、中部運輸局長が委嘱する。

2 委員会は、委員3人で組織する。

3 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任

期は、前任者の残任期間とする。

- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、第5条に掲げる会議において、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は会務を総理し委員会を代表する。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 第2条第1号及び第2号の事務に係る会議（以下「定例会議」という。）は委員長が召集し、原則として1年に1回以上、開催する。

- 2 第2条第3号の事務に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）は、再苦情処理の必要に応じ開催する。
- 3 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は、委員会の委員総数の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 5 緊急やむを得ない事情があり、前条の会議が開催できない場合には、同条の規定にかかわらず、委員長は、書類の回読をもって会議に替えることを決することができる。
- 6 前項の措置を講じた場合には、委員長は、直近の次の会議において、その結果を報告し、委員の了解を求めなければならない。
- 7 会議は、非公開とする。
- 8 会議の議事の概要は、公表するものとする。

(抽出の委任)

第6条 委員会は、第2条第2号の抽出に関する事務を、あらかじめ指定した委員（以下「当番委員」という。）に委任することができる。

- 2 当番委員は、定例会議において、自らの行った抽出結果の報告を行わなければならない。

(抽出方法)

第7条 抽出は、第13条に基づく別記様式に定める入札・契約方式別の一覧表の中から、無作為の方法によって行う。

(意見の具申又は勧告)

第8条 委員長は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、報告の内容又は審議した対象契約に係る理由及び経緯等に不適切な点又は改善すべき点があると認めるときは、必要な範囲で、中部運輸局長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員長は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合には、公表を行うものとする。

(再苦情処理)

第9条 委員長は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員長は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を中部運輸局長に報告するとともに、公表を行うものとする。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行わなければならない。

(委員の除斥)

第10条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

(秘密を守る義務)

第11条 委員は第2条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(委員会の庶務)

第12条 委員会の庶務は、総務部会計課が処理する。

(報告の様式)

第13条 定例会議における報告及び再苦情の申立書の様式は、別記様式に定めるところによる。

附 則

この規則は、平成20年4月1日以降に開催する入札監視委員会から適用する。

別記様式 1 - 1 総括表 (工事)

(期間 平成 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
・ 総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札方式 (政府調達に関する協定適用対象工事) ② 一般競争入札方式 (①以外) ③ 工事希望型競争入札方式 ④ ③以外の指名競争入札方式 ⑤ 随意契約		

(注) : (1) 予定価格 250 万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

別記様式 1 - 2 総括表 (建設コンサルタント業務等)

(期間 平成 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
・ 総契約件数 (内訳) ① 一般競争入札方式 ② 公募型競争入札方式 ③ 簡易公募型競争入札方式 ④ ②及び③以外の指名競争入札方式 ⑤ 公募型プロポーザル方式 ⑥ 簡易公募型プロポーザル方式 ⑦ 標準プロポーザル方式 ⑧ 参加者の有無を確認する公募手続を行った契約 ア プロポーザル方式へ移行したもの イ ア以外のもの ⑨ 随意契約		

(注) : (1) 予定価格 100 万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 1 - 3 総括表 (役務の提供等及び物品の製造等)

(期間 平成 年 月 日 ~ 月 日)

入札方式	件数	備考
・ 総契約件数  (内訳)  ① 一般競争入札方式 ② 指名競争入札方式 ③ 企画競争方式 ④ 参加者の有無を確認する公募 手続を行った契約 ア 企画競争方式へ移行した もの イ ア以外のもの ⑤ 随意契約		

注：(1) 予定価格 250 万円を超えない製造、予定価格 160 万円を超えない財産の買入れ、  
 予定賃借料の年額又は総額が 80 万円を超えない物件の借り入れ及びこれら以外の契約  
 でその予定価格が 100 万円を超えないものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を  
 満たすと認められる者がいたものをいう。

別記様式 2 - 1 工事に係る入札方式別発注一覧

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事) (期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(一般競争入札方式：政府調達に関する協定適用対象工事以外のもの)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(工事希望型競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	技術資料の提出 を要請した者の 数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(工事希望型以外の指名競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	指名業者数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(随意契約方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

工事名	工事種別	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

注：(1) 予定価格 250 万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「入札者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

## 別記様式 2-2 建設コンサルタント業務等に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(公募型競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	手続への参加資 格及び業務実施 上の条件を満た す参加表明書の 提出者数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(簡易公募型競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	手続への参加資 格及び業務実施 上の条件を満た す参加表明書の 提出者数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(通常指名競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	指名業者数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(公募型プロポーザル方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	手続への参加資 格及び業務実施 上の条件を満た す参加表明書の 提出者数	技術提案 書の提出 者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(簡易公募型プロポーザル方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	手続への参加資 格及び業務実施 上の条件を満た す参加表明書の 提出者数	技術提案 書の提出 者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(標準プロポーザル方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	技術提案書の提 出者の選定数	技術提案 書の提出 者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備 考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行したもの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	応募要件を満たす参加意思確認書の提出者数	技術提案書の提出者数	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<プロポーザル方式へ移行しなかったもの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(随意契約方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業種区分	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

注：(1) 予定価格100万円以下のものは含まない。

(2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。

(3) 「入札者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。

(4) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。

(5) 「プロポーザル方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。

(6) 「プロポーザル方式へ移行しなかったもの」とは、(5)以外のものをいう。



別記様式 2-3 役務の提供等及び物品の製造等に係る入札方式別発注業務一覧

(一般競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	競争参加資格を 確認した者の数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(指名競争入札方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	指名業者数	入札者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(企画競争方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	企画提案書 の提出者数	企画競争参加 資格要件を満 たす企画提案 書の提出者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行したもの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	応募要件を満 たす参加意思認 証書の提出者数	企画提案 書の提出 者数	契約 締結日	契約の 相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(参加者の有無を確認する公募手続を行った契約方式<企画競争方式へ移行しなかったもの>)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

(随意契約方式)

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

業務名	業務分類	契約締結日	契約の相手方	契約金額 (単位：円)	落札率 (単位：%)	備考

- 注：(1) 予定価格250万円を超えない製造、予定価格160万円を超えない財産の買入れ、予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えない物件の借り入れ及びこれら以外の契約でその予定価格が100万円を超えないものは含まない。
- (2) 国の行為を秘密にする必要があるものは含まない。
- (3) 「業務分類」の欄には、「物品の製造」、「財産の買入」、「物件の借入」及び「役務の提供」のいずれかを記載する。
- (4) 「入札者数」の欄には、入札書を提出した者の数を記載する。
- (5) 「落札率」の欄には、予定価格に対する契約金額の割合を記載する。
- (6) 「企画競争方式へ移行したもの」とは、参加意思確認書の提出者のうち応募要件を満たすと認められる者がいたものをいう。
- (7) 「企画競争方式へ移行しなかったもの」とは、(6)以外のものをいう。

別記様式3 指名停止等の運用状況一覧表

(期間 平成 年 月 日～ 月 日)

事業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	指名停止の理由
		平成〇年〇月〇日～平成〇年〇月〇日 (〇〇ヶ月)		

(注)：該当事項の欄には、「指名停止等の措置要領」に定める別表第1及び第2に掲げる措置要件のうち該当するものを記入する。

別記様式4

再 苦 情 申 立 書

平成〇年〇月〇日

中部運輸局長 殿

1. 再苦情申立者の住所・氏名

〒〇〇〇-〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇

☎〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

商号又は名称 〇〇〇〇

代表者氏名 〇〇〇〇

2. 再苦情申立ての対象となる工事等の件名〔又は指名停止等措置〕

工事名 〇〇〇〇〇〇工事

〔平成〇年〇月〇日付け中運総会第〇号による指名停止措置〕

3. 不服のある事項

4. 3. の主張の根拠となる事項